



### 「自立準備ホームの確保と活用」

法務省は、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、2011年度(平成23年度)から、「**緊急的住居確保・自立支援対策**」(資2-28-1参照)を実施している。これは、更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導(自立準備支援)を委託するものであり、この宿泊場所は**自立準備ホーム**と呼ばれている。2020年(令和2年)4月現在の登録事業者数は432事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が156、会社法人が95、宗教法人が43、その他が138となっており、多様な法人・団体が登録されている。2019年度(令和元年度)の委託実人員は1,709人(そのうち、新たに委託を開始した人員は1,379人)、1日当たり1人を単位とした年間収容延べ人員は13万4,154人であった。

### 【緊急的住居確保・自立支援対策の概要】

#### 資2-28-1 緊急的住居確保・自立支援対策の概要

#### 緊急的住居確保・自立支援対策(自立準備ホーム)の概要

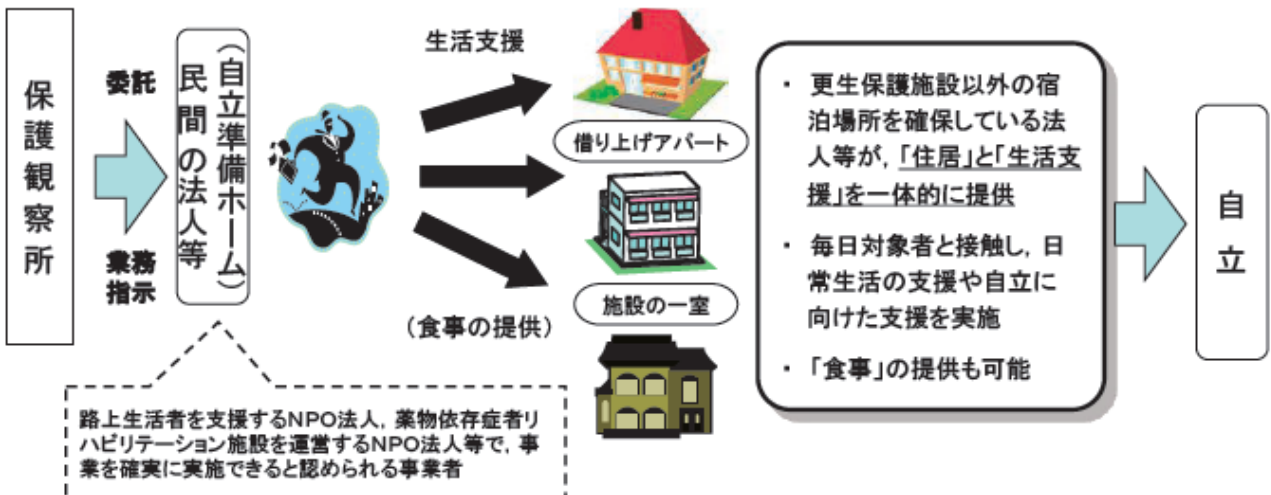
##### 更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

#### 緊急的住居確保・自立支援対策



出典：法務省資料による。

# 「更生保護施設における支援の充実」

法務省は、2009年度(平成21年度)から、一部の更生保護施設を**指定更生保護施設に指定し、社会福祉士等の資格等を持った職員を配置**し、高齢や障害の特性に配慮しつつ社会生活に適応するための指導を行うなどの特別処遇(資3-37-1参照)を実施している。指定更生保護施設の数、2020年(令和2年)4月現在で74施設であり、2019年度(令和元年度)に特別処遇の対象となった者は、1,885人であった。

## 【更生保護施設における特別処遇の概要】

資3-37-1 更生保護施設における特別処遇の概要

### 更生保護施設における 高齢者又は障害を有する者の特性に配慮した処遇の充実

- ◎ 全国の更生保護施設(103か所)のうち、高齢者や障害者を一時的に受入れる施設として74か所を指定。
- ◎ 指定された施設に、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の専門資格等を有する職員を配置(※)して、高齢や障害の特性に配慮した処遇を実施。  
※全国で80人分(6か所の指定施設には2人分)の予算を計上。

<対象者> ①から③までの全てを満たし、かつ、更生保護施設に一時的に受け入れることが必要かつ相当であると保護観察所の長が認める者。  
① 高齢(おおむね65歳以上)であり、又は障害(身体・知的・精神のいずれか)があると認められること。  
② 適当な住居がないこと。  
③ 高齢又は障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。

<高齢や障害の特性に配慮した処遇の内容>  
① 高齢又は障害を有する者の特性に配慮した社会生活に適応するための指導・訓練  
② 医療保健機関と連携した健康維持のための指導、助言  
③ 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整  
・ 地域生活定着支援センターや社会福祉施設等に対する情報の伝達(対象者の心身の状況、生活状況等)  
・ 更生保護施設退所後の生活基盤の調整(生活保護申請の支援等)

出典：法務省資料による。

出典：「再犯防止推進白書 2020」

# 「刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施」

法務省は、検察官に対する研修等において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、大学教授等による講義を実施している。

矯正職員に対しては、新規採用職員、初級幹部要員及び上級幹部要員に対する集合研修において、高齢者又は障害のある者等の特性についての理解を深めるため、**社会福祉施設における実務研修(勤務体験実習)**や**社会福祉施設職員による講義・指導等**を実施し、高齢受刑者に対する改善指導とその課題等に関する講義も実施している。また、2018年度(平成30年度)には大規模な刑事施設8庁において、2019年度(令和元年度)には、女子刑事施設2庁を加えた10庁において、刑務官を対象に、高齢受刑者、障害や認知症を有する受刑者への適切な処遇の充実を図るため、**認知症サポーター養成研修**を実施するとともに、**福祉機関における実務研修(勤務体験実習)**を実施している。さらに、2020年度(令和2年度)から、認知症サポーター養成研修については合計78庁に、福祉機関における実務研修については合計33庁に拡大されている。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たる少年院職員に対し、適切に指導するための知識、技能を付与することを目的とした研修を実施している。

更生保護官署職員に対しては、高齢者又は障害のある者等の特性や適切な支援の在り方についての理解を深めるため、新任の保護観察官に対する集合研修において、地域生活定着支援センター職員や社会福祉分野の大学教授による講義等を実施している。さらに、地域福祉の現状や課題について理解を深めるため、指導的立場にある保護観察官に対する研修において、社会福祉関係施設への実地見学等を実施している。

出典：「再犯防止推進白書 2020」